

物品買入れ及び工事請負等

指名競争入札参加者心得

東京都台東区

# 物品買入れ及び工事請負等指名競争入札参加者心得

東京都台東区

この心得は、物品の買入れ及び工事請負その他の契約の締結について、台東区が行う指名競争入札に参加する者が守らなければならない事項である。

## 1. 入札の基本的事項

指名競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）は、区から提示された図面、仕様書、内訳書、契約書案その他の契約の締結に必要な条件を検討のうえ入札しなければならない。

図面、仕様書、内訳書等に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が提示された書面等で相互の関係により明白であるときは、落札者はその誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することはできない。

入札は総価により行う。ただし、単価により行うときは、指名競争入札参加の指名通知（以下、「指名通知」という。）において指示する。

庁舎内において携帯電話、喫煙が禁止されている場所での携帯電話の使用及び喫煙は行わないこと。

## 2. 入札

### 【電子入札の場合】

入札参加者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札サービス（以下「電子入札サービス」という。）上で入札書に必要事項を入力し、記名又は押印に相当する電磁的記録による認証を付し、あらかじめ確認通知又は指名通知において示した入札締切日時までに入札書を提出しなければならない。

電子入札サービスにより入札することを示した場合は、紙にて提出することができない。入札は、代理人が行うことができる。（ただし、認証局から電子証明書を取得している場合に限る。）

入札参加者は、区が積算内訳書の提出を求めた場合は、積算内訳書を提出しなければならない。

指名通知を受けた者は、諸般の事情により入札を辞退しようとする場合は、入札締切日時までに電子入札サービスを用いて辞退届を提出しなければならない。

### 【紙入札の場合】

入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。）のうえ、封をして、あらかじめ指定された日時及び場所において契約担当者（以下、「担当者」という。）に提出しなければならない。

入札は、代理人に行わせることができる。この場合、当該代理人は、入札前に委任状を

提出しなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してあるときは不要とする。

指名通知において、郵便による入札が認められたときは、書留郵便により入札することができる。この場合、入札時限 1 時間前までに到着していなければならない。

指名通知を受けた者は、諸般の事情により入札を辞退しようとする場合は、次の方法により申し出ること。

ア．入札執行前にあっては、入札を辞退する旨の文書を担当者に持参すること。

イ．入札執行中にあっては、入札書に辞退する旨を記載して担当者に提出すること。

この場合、直ちに入札会場から退出すること。

### 3．入札保証金

入札参加者は、その見積もる契約金額（単価による入札にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 3 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部の納付を免除する。

ア．入札参加者が、保険会社との間で区を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ．指名通知において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。  
入札保証金に対しては、その受入期間についての利息をつけない。

### 4．公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### 5．入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することはできない。

### 6．開札

#### 【電子入札の場合】

開札は、あらかじめ指定した日時に電子入札サービス上で行うものとする。

#### 【紙入札の場合】

開札は、入札終了後直ちに当該入札会場において、入札者の立会いのもとに行う。

入札者は、開札に立会わなくてはならない。

入札者が開札に立会わないときは、当該入札事務に関係ない区職員を立会わせる。

## 7．入札の無効

次に該当した入札は無効とする。

入札に参加する資格のない者のした入札

所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札

郵便又は電子入札サービスによる入札の場合において、入札書が所定の日時まで所定の場所に到着、又はサーバーに到達しないもの

入札書の記載事項が不明のもの、又は入札書に記名もしくは押印のないもの

同一事項の入札について2通以上入札書を提出した者のした入札

他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理人となった者のした入札

連合によると認められる入札

電子入札サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札

その他入札条件に違反したもの

## 8．落札者

区の支出の原因となる契約は、原則として予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

## 9．最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合

工事又は製造の請負の指名競争入札の場合において、次に掲げる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札したものの以外の者を落札者とすることがある。

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ調査基準価格を設定し、調査基準価格よりも下まわる入札が行われた場合、低入札価格調査委員会の審査により、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内において入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 10．再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

再度入札の回数は、原則として2回以内とする。

再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札

が無効とされなかった者に限る。

#### 1 1 . 再度入札の入札保証金

再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保も含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があった者とみなす。

#### 1 2 . くじによる落札者の決定

電子入札サービスにおいて、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者があらかじめ入札書に記入したくじ番号によりくじ引きを行い、落札者を決定する。

紙入札において、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係ない区職員がくじを引く。

#### 1 3 . 入札結果の通知

開札した場合において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立会った入札者に知らせる。この場合、落札者となった者が開札に立会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

#### 1 4 . 契約書等の作成

落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して5日営業日以内に、契約書を記名押印のうえ提出しなければならない。

この期間は、区において必要があるときは、あらかじめ指名通知において指示するところにより伸縮することがある。

所定の期間内に契約書を提出しないときは、落札の効力がなくなることがある。

#### 1 5 . 契約の確定

区が締結する契約は、担当者が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

#### 1 6 . 契約保証金

落札者は、契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を契約書の提出前に納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、その全部又は一部の納付を免除する。

ア .落札者が、保険会社との間で区を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ . 指名通知において、その全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

契約保証金に対しては、その受入期間についての利息をつけない。

#### 17. 指名競争入札参加資格の取り消し

指名通知を受けようとする者は、次に該当するにいたった場合は直ちに届け出なければならない。

ア．成年被後見人又は被保佐人となったとき

イ．破産の宣告を受けたとき

指名通知を受けようとする者が次に該当するものとなり、又はこれに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人もしくは入札代理人として使用した場合は、指名競争入札の参加資格を停止し、又は取り消すことがある。

ア．契約の履行にあたり、故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者

イ．競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

ウ．落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ．地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

オ．経営、資産、信用の状況の変動により、契約が履行されないおそれがあると認められる事態が発生した者

カ．正当な理由がなく契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者

キ．前各号に該当する事実があった後2年を経過しない者

前記及びに該当した者に対して行った指名通知は、区において特別の理由があると認めた場合のほかは、これを取り消す。

# 入札書様式

入 札 書

件 名 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

上記金額をもって納入する ため指名競争入札参加者心得  
請 負 う  
及び契約条項を承諾のうえ入札いたします。

年 月 日

台東区長 殿

住 所

氏 名 印

東京都台東区長 殿

件名

割印

氏名 住所

割印

割印

## (注意事項)

1. 入札書の大きさは日本工業規格A4とする。
2. 金額はアラビア数字で表示し、頭初に¥の記号を付記すること。
3. 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所氏名を明記すること。
4. 入札金額は、円未満の端数を記入しないこと。ただし、単価による入札にあってはこの限りでない。